

障害者支援総室	1 障害保健・福祉に係る施策の企画・調整に関すること。						
	2 社会福祉法の施行に関すること(児童福祉法、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する社会福祉事業に関するものに限る。児童福祉法にあっては同法に規定する障害児相談支援事業若しくは知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設を営営する事業に関するものに限る。)		1 同法第32条の規定による社会福祉法人の設立の認可をすること。 2 同法第62条第2項の規定による施設設置の許可をすること。 3 同法第72条第1項及び第2項の規定による施設経営の取消し又は同条第3項の制限若しくは停止をすること。 4 同法第45条の規定により仮理事又は特別代理人を選任すること。	1 同法第20条の規定による指導監督に関すること。 2 同法第56条の規定による監督に関すること。 3 同法第58条の規定による監督に関すること。	1 同法第21条の規定による関係職員の訓練に関すること。		
	3 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。		1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の規定により指定病院を指定し、又は同法第19条の9第1項の規定によりその指定を取り消すこと。 2 同法第50条の2の5の規定による施設の設備若しくは運営の改善又はその事業の停止若しくは廃止を命ずること。	1 同法第18条の規定による指定医の指定を内申すること。 2 同法第50条の2の4の規定による監督に関すること。 3 同法第50条の3の3の規定による監督に関すること。	1 同法第23条から第26条の2までの規定による申請、通報又は届出を受理すること(同法第23条、第24条及び第26条の2の規定による申請、通報又は届出については、地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に規定する市(以下この項において「政令市」という。)の区域におけるものに限る。))。 2 前号の申請、通報又は届出について、同法第27条第1項の規定により指定医に診察を命ずること(政令市の区域におけるものに限る。))。 3 同法第28条の規定により前号の規定による命令に係る診察の通知をすること(政令市の区域におけるものに限る。))。 4 同法第27条第2項の規定により指定医に診察を命ずること(政令市の区域におけるものに限る。))。		

					5 同法第29条第1項及び第29条の2第1項の規定による入院措置をすること(同法第29条の2第1項については、政令市の区域におけるものに限る。)		
					6 同法第29条の2の2第1項の規定による移送を行うこと(同法第29条の2第1項の規定による入院措置をする場合については、政令市の区域におけるものに限る。)		
					7 同法第31条の規定による政令市及び県外に住所を有する者の負担金を徴収すること。		
					8 障害者自立支援法第52条の規定により通院医療費の公費負担を決定すること。		
					9 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条第1項から第3項の規定により指定医による診察及び移送を行うこと(政令市の区域におけるものに限る。)		
					10 同法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付をすること。		
					11 同法第45条第4項の規定により認定を行うこと。		
					12 同法第45条の2第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還に関すること。		
4	精神保健福祉審議会に関すること。						
5	障害者施策推進協議会に関すること。						

6 障害者自立支援法の施行に関すること。

- 1 障害者自立支援法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定に関すること。
- 2 障害者自立支援法第50条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等に関すること。
- 3 身体障害者福祉法第17条の10第1項の規定による指定身体障害者更生施設等の指定に関すること。
- 4 身体障害者福祉法第17条の30の規定による指定身体障害者更生施設等の指定の取消しに関すること。
- 5 知的障害者福祉法第15条の11第1項の規定による指定知的障害者更生施設等指定に関すること。
- 6 知的障害者福祉法第15条の30の規定による指定知的障害者更生施設等の指定の取消しに関すること。
- 7 障害者自立支援法第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療にかかるものに限る。以下同じ。）の指定に関すること。
- 8 障害者自立支援法第68条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定の取消し等に関すること。
- 9 障害者自立支援法第82条第1項の規定による障害福祉サービス事業等の制限又は停止を命ずること。
- 10 障害者自立支援法第82条第2項の規定による障害福祉サービス事業等に係る改善又は事業の停止若しくは廃止を命ずること。
- 11 障害者自立支援法第97条の規定による審査請求に対する裁決をすること。

- 1 障害者自立支援法第68条第1項の規定による自立支援医療機関等に対する報告等の提出等の命令又は検査に関すること。
- 2 障害者自立支援法第73条第1項の規定による自立支援医療費等の額の決定に関すること。

- 1 障害者自立支援法第46条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の変更の届出等に関すること。
- 2 障害者自立支援法第48条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する報告等に関すること。
- 3 身体障害者福祉法第17条の27の規定による指定身体障害者更生施設等の変更の届出に関すること。
- 4 身体障害者福祉法第17条の28の規定による指定身体障害者更生施設等に対する報告等に関すること。
- 5 知的障害者福祉法第15条の27の規定による指定知的障害者更生施設等の変更の届出に関すること。
- 6 知的障害者福祉法第15条の28の規定による指定知的障害者更生施設等に対する報告等に関すること。
- 7 障害者自立支援法第64条の規定による指定自立支援医療機関の変更の届出等に関すること。
- 8 障害者自立支援法第66条第1項の規定による指定自立支援医療機関に対する報告等に関すること。
- 9 障害者自立支援法第81条第1項の規定による障害福祉サービス事業等に係る立入検査等に関すること。

7 身体障害者福祉法の施行に関すること。	1 同法第40条第1項の規定による身体障害者相談支援事業等の制限又は停止を命ずること。 2 同法第41条第1項の規定による身体障害者更生援護施設又は養成施設の事業の停止又は廃止を命ずること。	1 同法第39条の規定による身体障害者相談支援事業等又は身体障害者更生援護施設に係る立入検査等に関すること。			
8 特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に関すること。	1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第29条の規定による請求に対する裁決をすること。				
9 知的障害者の福祉に関すること。	1 知的障害者福祉法第21条の2の規定による知的障害者相談支援事業等に係る立入検査等に関すること。 2 同法第21条の3の規定による知的障害者相談支援事業等の制限又は停止を命ずること。				
10 心身障害者扶養共済制度に関すること。		1 熊本県心身障害者扶養共済制度条例(昭和54年熊本県条例第41号)第5条の規定による加入の承認に関すること。 2 同条例第8条の規定による掛金の減免に関すること。	1 同条例第9条の規定による年金の給付の決定及び却下に関すること。 2 同条例第15条の規定による弔慰金の給付に関すること。 3 同条例第15条の2の規定による脱退一時金の給付に関すること。 4 心身障害者に対する年金の支給に関すること。 5 心身障害者扶養保険約款に基づく保険料の納付に関すること。		
11 特別児童扶養手当に関すること。	1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第29条の規定による異議申立てに対する決定をすること。		1 同法第5条の規定による手当の支給資格及び手当の額の認定に関すること(住所が熊本市にある者に限る。) 2 同法第11条及び第12条の規定による手当の支給制限に関すること(住所が熊本市にある者に限る。) 3 同法第16条の規定による手当の額の改定に関すること(住所が熊本市にある者に限る。) 4 同法第35条の規定による届出に関すること。 5 同法第36条及び第37条の規定による支給資格者の調査に関すること。		

	12 児童の福祉に関する こと。	1 熊本県児童福祉 法施行細則(昭和43年熊本 県規則第34号)第13条の規定に よる知的障害児、 盲ろうあ児、肢 体不自由児及び 重症心身障害児 (以下「知的障害 児等」という。)に 係る徴収金の減 免をすること。	1 児童福祉法第 34条の4の規定 による障害児 相談支援事業等 に係る立入検 査等に関する こと。 2 同法第35条の 規定による児 童福祉施設(知 的障害児等施設 に限る。)の設 置の認可に関 すること。 3 同法第46条の 規定による知 的障害児施設 の最低基準実 施に係る立入 検査に関する こと。		1 同法の規定 により設置 された知的 障害児施設 等の保護単 価の決定に 関すること。 2 知的障害児 等の保護に 必要な物資 等の配分に 関すること。		
	13 発達障害者支援法 (平成16年法律第167 号)に関すること。						
	14 精神保健福祉セン ターに関すること。						
	15 あかね荘、あかね ホーム、あかねワ ークセンター及びあ かね生活支援センター に関すること。				1 熊本県精神 障害者社会 復帰施設条 例(平成8年 熊本県条例 第21号)第3 条の規定に よる利用の 許可に関す ること。		
	16 こころの医療セン ターに関すること。	1 地方公営企業 法(昭和27年法 律第292号)第40 条の2の規定に よる熊本県病院 事業の業務の状 況を公表する こと。 2 同法第27条た だし書の規定に よる熊本県病院 事業の業務に係 る公金の出納事 務の一部を取り 扱わせる金融機 関を指定する こと。 3 同法第30条の 規定により決算 を調整すること。	1 熊本県病院事 業の業務に係 る出納取扱金 融機関の検査 をすること。	1 熊本県病院の 給食、看護及び 寝具設備の基準 の実施状況を報 告すること。 2 医療法(昭和23 年法律第205号) 第7条第2項の規 定により変更許 可の申請をする こと。	1 医療法施行 令(昭和23年 政令第326 号)第4条第2 項の規定に よる届出を すること。		
	17 身体障害者リハビ リテーションセン ターに関すること。						
	18 身体障害者福祉セン ター、ひばり園、 くすのき園、りんど う荘、身体障害者能 力開発センターに関 すること。				1 熊本県身体 障害者福祉 ホーム条例 (昭和50年熊 本県条例第 55号)第4条の 規定による 使用の許可 に関するこ と。		
	19 知的障害者更生相 談所及びこども総合 療育センターに関す ること。						
	20 こすもす園に関す ること。						
医療政策 総室	1 地域医療の推進に 関すること。						
	2 救急医療対策に関 すること。				1 救急病院等 の指定の告 示に関する こと。		

3 看護師等修学資金に関すること。		1 熊本県看護師等修学資金貸与条例(昭和37年熊本県条例第33号)第6条の規定により修学資金の貸与契約の解除又は貸与の停止をすること。 2 同条例第8条の規定により修学資金の返還をさせること。	1 同条例第7条及び第11条の規定により返還の債務の全部又は一部を免除すること。 2 同条例第9条及び第10条の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予すること。 3 同条例第12条の規定により修学資金の延滞利子を徴収すること。 4 熊本県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和37年熊本県規則第55号)第4条の規定により修学資金の貸与決定及びその通知をすること。	1 同規則第3条の規定による貸与申請書を受理すること。 2 同規則第8条の規定による借用証書を受理すること。 3 同規則第6条、第7条、第9条又は第10条の届出を受理すること。		
4 病院、診療所、助産所その他医療施設に関すること。		1 病院の開設等の許可をすること。 2 病院の開設等の許可を取り消し、又は閉鎖を命ずること。 3 医療法人の設立の認可及び認可の取消しに関すること。	1 病院その他の医療施設に対し報告を徴し、又は検査若しくは立入検査をすること。 2 医療法人の業務若しくは会計状況の報告を徴し、又は立入検査をすること。	1 医療法(昭和23年法律第205号)第67条の規定による弁明の機会の付与の手続に関すること。		
5 医師その他の医療関係者に関すること。		1 准看護師養成所を指定すること。 2 診療エックス線技師又は准看護師の免許を取消し、又は業務の停止を命ずること。 3 診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士又は歯科技工士の免許の取消し又は業務の停止について厚生労働大臣に具申すること。	1 歯科技工士又は准看護師の試験を実施すること。 2 医師その他の医療関係者の業務の指導及び取締りをすること。 3 医師法(昭和23年法律第201号)第7条、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条又は、保健師助産師看護師法(平成13年法律第153号)第15条に規定する意見の聴取又は弁明の聴取の手続に関すること。 4 准看護師養成所の学則等の変更を承認すること。	1 准看護師の免許を与えること。 2 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科技工士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士又は視能訓練士の国家登録申請書を厚生労働大臣に送達すること。 3 助産師、看護師、准看護師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の養成所の運営を指導すること。 4 各種証明書(試験合格証明書を除く。)を交付すること。		
6 死体の解剖及び保存に関すること。						
7 へき地保健医療に関すること。						
8 医療審議会及び准看護師試験委員に関すること。						
9 保健学院に関すること。						
10 巡回診療所に関すること。						

11	国保・老人医療室 に關すること。						
	(1) 国民健康保険 法(昭和33年法律 第192号)の施行 に關すること。	1 同法第17条の 規定による組合 の設立の認可を すること。 2 同法第32条の 規定による解散 の認可をすること。 3 同法第84条の 規定による国民 健康保険団体連 合会の設立を認 可すること。	1 同法第41条の 規定による保 險医、保險藥 劑師及び保險 医療機関を指 導すること。 2 同法第108条 の規定により 国民健康保險 組合及び国民 健康保險団体 連合会を指導 及び監督する こと。 3 同法第114条 の規定により 保險医、保險 藥劑師等に対 し診療録の提 示を命ずる等 の措置をする こと。	1 同法第12条の 規定による協議 を受けること。		1 同法施行規 則(昭和33年 厚生省令第 53号)第23条 の規定による 国民健康保 險組合の役 員の届出を 受理するこ と。 2 同規則第36 条の規定によ る国民健康 保險団体連 合会の役員 の届出を受 理すること。 3 同規則第43 条の規定によ る保險者及 び国民健康 保險団体連 合会の毎月 の事業状況 の報告を受 理すること。	医療政策監
	(2) 老人保健法の 施行に關すること (老人医療制 度に係るもの に限る。)		1 同法第27条の 規定により保 險医療機関等 及び保險医等 を指導するこ と。 2 同法第31条の 規定により開 設者であつた 者等に対し報 告等を命じ、 又は保險医療 機関等の開設 者若しくは管 理者、保險医 等その他の従 業者等に対し 出頭を求める 等の措置をし ること。 3 同法第44条の 規定により医 師等に対し診 療録の提示を 命ずる等の措 置をすること。				
	(3) 国民健康保險 審査會に關する こと。						
健康づく り推進課	1 健康の維持及び増 進など健康づくりに 關すること。						
	2 栄養指導並びに栄 養士及び調理師に關 すること。						
	3 歯科保健に關する こと。						
	4 ハンセン病対策に 關すること。					1 らい予防法 の廃止に關 する法律(平 成8年法律第 28号)の規定 により生活 援護を行う こと。	
	5 母子保健に關する こと。		1 養育医療の給 付を決定する こと。 2 母子保健法 (昭和40年法律 第141号)第10 条の規定によ る保健指導に 要する費用を 負担すること。 3 未熟児の養育 医療機関を指 定すること。 4 受胎調節実地 指導員講習會 の認定又はそ の取消しをし ること。	1 未熟児の訪問 指導を行うこ と。 2 母子栄養強化 対策事業を行 うこと。 3 慢性疾患児の 保健指導を行 うこと。	1 養育医療実 施に伴う自己 負担金を徴収 すること。 2 母子健康セ ンターの運営 の指導を行 うこと。 3 妊産婦及び 乳幼児の保健 指導を行うこ と。 4 受胎調節実 地指導員の指 定又は指定証 若しくは標識 の交付をする こと。		

		6 育成医療の給付及び療育の給付を行うこと。		1 育成医療の給付を決定すること。 2 療育医療の給付を決定すること。		1 療育の給付の実施に伴う自己負担金を徴収すること。		
		7 原子爆弾被爆者の援護に関すること。		1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成8年法律第117号)第2条の規定により被爆者健康手帳の交付又は再交付をすること。 2 同法第19条の規定により被爆者一般疾病医療機関を指定し、又は指定の辞退を受理すること。 3 同法第24条から第28条まで及び第31条に規定する手当を支給すること。 4 同法第33条第3項の規定により特別葬祭給付金の支給を受ける権利の認定を行うこと。	1 同法第32条の規定により葬祭料を支給すること。			
		8 難病に関すること。						
		9 健康センターに関すること。						
健康危機管理課		1 健康危機管理に関すること。						
		2 感染症に関すること。		1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第14条第1項の規定により指定届出機関を指定し、及び同条第5項の規定により指定届出機関の指定を取り消すこと。 2 同法第21条の規定により患者を移送すること。 3 同法第31条第1項の規定により生活の用に供される水の使用若しくは給水を制限し、又は禁止を命ずること。 4 同法第32条第1項の規定により建物への立入りを制限し、又は禁止すること及び同条第2項の規定による感染症のまん延防止のために必要な措置を講ずること。 5 同法第33条の規定により交通を制限し、又は遮断すること。	1 同法第40条第2項の規定により費用を支払うこと及び同条第3項の規定により診療報酬の額の決定をすること。			

		6 同法第38条第2項の規定により第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関を指定すること並びに同条第8項の規定により指定を取り消すこと。 7 同法第45条第1項の規定により健康診断を勧告し、及び同条第2項の規定により健康診断を行わせること。 8 同法第46条第1項の規定により入院を勧告し、同条第2項及び第3項の規定により入院させ、並びに同条第4項の規定により入院の期間を延長すること。 9 同法第47条の規定により新感染症の所見がある者を移送すること。 10 同法第48条第4項の規定により新感染症に係る確認をすること。 11 同法第50条第1項の規定により同法第27条から同法第33条まで及び同法第35条第1項に規定する措置を実施し、又は実施させること。				
3 結核の予防及び医療に関すること。		1 結核予防法(昭和26年法律第96号)第4条第3項及び第13条の規定により保健所を設置する市の定期の健康診断又は予防接種について指示すること。 2 同法第31条第4項の規定による損失補償を行うこと。 3 同法第36条の規定により医療機関又は薬局を指定し、又は取消しをすること。 4 同法第42条の規定による報告の請求をし、又は当該吏員をして検査を実施させること。 5 同法第65条の規定による代執行を行うこと。	1 同法第24条の2の規定により精密検査を行うために医療機関と委託契約を締結すること。			

4	予防接種に関する こと。			1 予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条の規定による定期予防接種の指示をすること。	1 同法第6条の規定により、臨時予防接種を実施し、又は市町村長に接種の指示をすること。		
5	災害救助に関する こと。		1 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第7条第1項及び第9条の規定による費用の負担の決定並びに同法第11条第1項の規定による貸付の決定に関する こと。				
6	結核の診査に関する協議会及び感染症の診査に関する協議会に関する こと。						
7	熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(平成16年熊本県条例第13号)に基づく事務に係る調整等に関する こと。						
8	食品衛生に関する こと。		1 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第25条の規定により製品検査をすること。 2 同法第58条の規定により食中毒患者等の報告をすること。		1 食品衛生監視員等関係法令に定める身分を証する証票を発行すること。		
9	ふぐ取締に関する こと。		1 熊本県ふぐ取扱条例(昭和33年熊本県条例第27号)第13条の規定によりふぐ処理師の免許又は登録を取り消すこと。	1 同条例第8条の規定によりふぐ処理師試験を実施すること。	1 同条例第5条の規定によりふぐ処理師の免許を与えること。 2 同条例第7条の規定により免許証の書換えをすること。 3 同条例第9条の規定によりふぐ処理所を登録し、又は第10条の規定により登録証を交付すること。		

10 製菓衛生師に関する こと。	1 製菓衛生師法 (昭和41年法律 第115号)第8条 の規定により 免許を取り消 すこと。	1 同法第4条の規 定により製菓衛 生師試験を実施 すること。 2 同法第7条の規 定により製菓衛 生師を登録する こと。	1 同法第3条 の規定により製菓衛生 師の免許を 与えること。 2 製菓衛生師 法施行令(昭 和41年政令 第387号)第3 条の規定に よる名簿の 訂正又は同 令第5条の規 定による免 許証の書換 交付をする こと。 3 同令第4条 の規定によ り製菓衛生 師の登録を 取り消すこ と。 4 同令第6条 の規定によ り免許証を 再交付する こと。		
11 と畜場及び化製場 等に関すること。	1 と畜場法(昭 和28年法律第 114号)第4条の 規定によりと 畜場の設置を 許可すること。 2 同法第18条の 規定によりと 畜場設置の許 可を取り消す こと。 3 化製場等に関 する法律(昭和 23年法律第140 号)第3条の規 定による死亡 獣畜取扱場設 置を許可する こと。 4 同法第7条の 規定により死 亡獣畜取扱場 設置の許可を 取り消すこと。				
12 食鳥処理の事業の 規制及び食鳥検査に 関すること。	1 食鳥処理の事 業の規制及び 食鳥検査に関 する法律(平成 2年法律第70 号)第3条の規 定により食鳥 処理の事業の 許可をするこ と。 2 同法第8条の 規定により許 可を取り消し、 又は期間を定 めて事業の全 部若しくは一 部の停止を命 ずること。 3 同法第9条の 規定により施 設の整備改善 を命じ、若し くは改善を行 う間、施設の 全部若しくは 一部の使用を 禁止し、又は 許可を取り消 し、若しくは 期間を定めて 当該食鳥処理 の事業の全部 若しくは一部 の停止を命ず ること。	1 同法第6条第1 項の規定によ り食鳥処理場 の構造又は設 備の変更の許 可をすること。	1 同法第6条 第3項の規定 による同法 第4条第1号 から第3号ま でに掲げる 事項の変更 届を受理す ること。 2 同法第7条 第2項の規定 による承継 の届出を受 理すること。 3 同法第12条 第6項の規定 による食鳥 処理衛生管 理者の設置 の届出又は 変更の届出 を受理する こと。 4 同法第14条 の規定によ る休業等 の届出を受 理すること。 5 同法第16条 第1項及び第 2項の規定に より確認規 定又はその 変更の認定 をすること。		

			4 同法第13条の規定により食鳥処理業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。 5 同法第16条第6項の規定により認定小規模食鳥処理事業者に対し、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。 6 同法第21条第1項の規定による指定検査機関に食鳥検査を委任すること。 7 同法第39条の規定により食鳥検査等を実施する職員の指定を行うこと。		6 同法第16条第7項の規定により確認の状況の報告を受理すること。 7 同法第16条第8項の規定により確認規定の廃止の届出を受理し、その効力を失う日を定めること。		
	13 狂犬病の予防に關すること。		1 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第10条の規定により狂犬病発生時必要と認められた場合のけい留命令をすること。 2 同法第13条の規定による臨時の予防注射の実施に關すること。 3 同法第15条の規定により狂犬病発生時における移動を制限すること。 4 同法第18条の2の規定によりけい留されていない犬を棄殺すること。 5 犬抑留所又は犬焼却場を設置すること。 6 犬捕獲人の指定に關すること。	1 同法第18条の規定によりけい留されていない犬を抑留すること。			
	14 動物の愛護及び管理に關すること。		1 動物の愛護及び管理に關する法律(昭和48年法律第105号)第4条の規定による動物愛護週間の実施に關すること。		1 同法第18条の規定による犬及びねこの引取りに關すること。 2 同法第19条の規定による負傷動物等の収容に關すること。		
	15 食肉衛生検査所及び動物管理センターに關すること。						
薬務衛生課	1 薬事に關すること。		1 薬事法(昭和35年法律第145号)第4条第1項の規定により薬局開設の許可をすること。 2 同法第12条第1項の規定により医薬品等の製造販売業(薬局製造販売医薬品製造販売業を除く。)の許可をすること。		1 同法第7条第3項の規定により許可をすること。 2 同法第12条第1項の規定により薬局製造販売医薬品製造販売業の許可をすること。		

- 3 同法第13条第2項の規定により医薬品等の製造業(薬局製造販売医薬品製造業を除く。)の許可をすること。
- 4 同法第28条第1項の規定により薬種商販売業の許可をすること(同法第28条第2項の規定により試験を実施して許可する場合に限る。))。
- 5 同法第35条の規定により特例販売業の許可をすること。
- 6 同法第40条の2第2項の規定により医療機器の修理業の許可をすること。
- 7 同法第75条第1項の規定により許可の取消し等を行うこと。
- 8 薬事師法(昭和35年法律第146号)第8条第3項の規定により免許の取消し等を厚生労働大臣に具申すること。

- 3 同法第12条第2項の規定により医薬品等の製造販売業(薬局製造販売医薬品製造販売業を除く。)の許可を更新すること。
- 4 同法第13条第2項の規定により薬局製造販売医薬品製造業の許可をすること。
- 5 同法第13条第3項の規定により医薬品等の製造業(薬局製造販売医薬品製造業を除く。)の許可を更新すること。
- 6 同法第14条第1項の規定により医薬品等の製造販売品目を承認すること。
- 7 同法第24条第2項の規定により医薬品販売業(配置販売業に限る。)の許可を更新すること。
- 8 同法第26条第1項の規定により一般販売業の許可をすること。
- 9 同法第28条第1項の規定により薬種商販売業の許可をすること(同法第28条第2項の規定により試験を実施して許可する場合を除く。))。
- 10 同法第30条第1項の規定により配置販売業の許可をすること。
- 11 同法第39条第1項の規定により高度管理医療機器等販売業・賃貸業の許可をすること。
- 12 同法第40条の2第3項の規定により医療機器の修理業の許可を更新すること。
- 13 同法に基づく医薬品等の製造販売業、製造業、医療機器の修理業、薬局又は医薬品販売業の休廃止等の届出の受理に関すること。

				14 同法に基づく薬局開設の許可の更新、薬局製造販売医薬品製造販売業の許可の更新、薬局製造販売医薬品製造業の許可の更新、医薬品販売業(配置販売業を除く。)の許可の更新、高度管理医療機器の販売業・賃貸業の許可の更新、医療機器の販売業又は賃貸業の届出の受理及び医療機器の販売業又は賃貸業の休廃止等の届出の受理に關すること(地域保健法施行令第1条に規定する市に所在地を有するものに限る。))。 15 薬事法施行令(昭和36年政令第11号)第59条の規定による試験品を採取させること。	
2 毒物及び劇物に關すること。	1 同法第19条第2項の規定により、毒物又は劇物の製剤製造業者等又は販売業の登録の取消しをすること。	1 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験を実施すること。	1 同法第4条第1項の規定により毒物又は劇物の製剤製造業者等の登録をすること。 2 同法第4条第4項の規定により毒物又は劇物の製剤製造業者等の登録を更新すること。 3 同法第6条の2第1項の規定により特定毒物研究者の許可をすること。 4 毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)に基づく使用者又は指導員の指定に關すること。		

3 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関すること。	1 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第5項の規定により、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による司法警察員として、逮捕状若しくは捜索差押許可状を請求し、又は麻薬、向精神薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤関係違反事件を送致すること。	1 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第8条及び第30条の3の規定による指定の取消し又は業務の停止をすること。 2 麻薬取扱者、向精神薬取扱者又は大麻取扱者の免許の取消し等をすること。 3 麻薬及び向精神薬取締法第58条の6の規定により診察をさせること。 4 同法第58条の8の規定により入院させ、又は同法第58条の9の規定により入院の期間を延長をすること。		1 司法警察員としての職務の執行(知事決裁に該当するものを除く。)をすること。 2 麻薬取扱者、向精神薬取扱者(向精神薬試験研究施設設置者を除く。)又は大麻取扱者の免許を与えること。 3 向精神薬試験研究施設設置者の登録をすること。 4 同法第29条の規定により麻薬の廃棄の届出を受理すること。 5 覚せい剤取締法第3条又は第30条の2の規定による指定をすること。		
4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関すること。						
5 有害物質を含有する家庭用品の規制に関すること。						
6 薬事審議会及び麻薬中毒審査会に関すること。						
7 公衆浴場、興行場、旅館業、クリーニング業、理容及び美容に関すること。	1 公衆浴場入浴料金の統制額の指定又は地域の是正をすること。	1 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第12条の規定により免許を取り消すこと。	1 同法第6条に基づくクリーニング師の試験を実施すること。 2 クリーニング業法施行細則(昭和32年熊本県規則第32号)第10条の規定により合格通知をすること。	1 クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)第1条の規定により免許証の交付又は再交付をすること。 2 理容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第5号)第7条に規定する届出書を受理すること。 3 同規則第8条の規定による収支決算等の届出を受理すること。 4 同規則第9条の規定による入所及び卒業の届出を受理すること。 5 美容師養成施設指定規則(平成10年厚生省令第8号)第6条に規定する届出書を受理すること。 6 同規則第7条の規定による収支決算等の届出を受理すること。 7 同規則第8条の規定による入所及び卒業の届出を受理すること。		

8 生活衛生関係営業に関すること。	1 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第9条の規定により適正化規程又はその変更を認可すること。 2 同法第11条の規定により適正化規程の変更命令又は認可の取消しをすること。 3 同法第24条の規定により組合の設立の認可をすること。 4 同法第52条の3の規定により組合の解散を命ずること。	1 同法第14条の2第1項及び第3項の規定により共済規程又はその変更若しくは廃止を認可すること。 2 同法第42条の規定により組合員による総会の招集を承認すること。 3 同法第50条第2項の規定により組合解散について総会の決議を認可すること。 4 同法第52条の2の規定により役員の退任勧告をすること。 5 同法第56条の6の規定により組合員以外の者に対する事業活動の改善を勧告すること。	1 同法第62条の規定により意見の聴取を行うこと。	1 同法第12条の規定により適正化規程の廃止届を受理すること。 2 同法第14条の10の規定による組合協約又はその変更を認可すること。 3 同法第14条の12の規定により組合協約に関するあっせん又は調停をすること。 4 同法第28条第3項の規定により定款変更の認可をすること。 5 同法第60条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。 6 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則(昭和32年厚生省令第37号)第5条の11の規定による組合協約の廃止届を受理すること。 7 同規則第6条の規定による役員の変更届を受理すること。 8 同規則第9条の規定による組合解散の届出を受理すること。 9 同規則第11条の規定による組合員の異動報告を受理すること。
9 建築物の衛生的環境の確保に関すること。		1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の規定により改善命令等を行うこと。		1 同法第5条第1項の規定による特定建築物の届出を受理すること。

			2 同法第12条の4の規定により事業の登録を取り消すこと。 3 同法第13条第3項の規定により勧告すること。		2 同法第11条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。 3 同法第12条の2第2項の規定により事業の登録を行うこと。 4 同法第13条第2項の規定により必要な説明若しくは資料の提出を求めること。		
10	墓地等に関すること。						
11	温泉に関すること。		1 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条の規定により温泉掘削を許可すること。 2 同法第7条(同法第9条第2項で準用する場合を含む。)の規定により掘削、増掘若しくは動力装置の許可を取り消し、又は公益上必要な措置を命令すること。 3 同法第8条(同法第9条第2項で準用する場合を含む。)の規定により掘削、増掘又は動力装置の許可後における原状回復命令をすること。 4 同法第9条の規定により増掘又は動力装置の許可をすること。 5 同法第10条の規定により温泉採取の制限を命令すること。 6 同法第12条の規定により温泉ゆう出目的以外の土地掘削の制限の措置命令をすること。 7 同法第15条の規定により登録分析機関の登録をすること。 8 同法第21条の規定により登録分析機関の登録を取り消すこと。 9 同法第24条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。 10 同法第26条の規定により指定地域内の温泉利用施設及び管理の改善に関し指示すること。		1 同法第5条第2項(同法第9条第2項で準用する場合を含む。)の規定により掘削、増掘又は動力装置の許可の有効期間を更新すること(対象地が熊本市の場合に限る。))。 2 同法第6条第1項(同法第9条第2項で準用する場合を含む。)の規定による掘削、増掘若しくは動力装置の工事完了又は廃止の届出を受理すること(対象地が熊本市の場合に限る。))。 3 同法第16条の規定による登録分析機関の登録事項変更の届出を受理すること。 4 同法第17条第1項の規定による登録分析機関の温泉成分分析業務廃止の届出を受理すること。		
12	生活衛生適正化審議会に関すること。						

環境生活部	環境政策課	1 環境及び生活行政に係る基本的施策の企画及び調整に関すること。					
		2 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の施行に関すること。		1 同法第4条第2項（同法第39条第2項で読み替えて適用する場合を含む。）の規定による第2種事業の判定に係る知事の意見に関すること。 2 同法第10条第1項（同法第40条第2項で読み替えて適用する場合を含む。）の規定による方法書についての知事の意見に関すること。 3 同法第20条第1項（同法第40条第2項で読み替えて適用する場合及び第48条第2項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による準備書についての知事の意見に関すること。		1 同法第17条第3項の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。 2 同法施行令（平成9年政令第346号）第7条及び第8条の規定による意見提出期間の決定及び通知に関すること。	
		3 熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）の施行に関すること。	1 同条例第48条の規定による市町村条例の指定に関すること。	1 同条例第4条の規定による技術指針の制定又は変更に関すること。 2 同条例第10条第1項（同条例第37条で読み替えて適用する場合を含む。）の規定による方法書についての知事の意見に関すること。 3 同条例第19条第1項（同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項及び第42条第2項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催に関すること。 4 熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第26条の規定による公聴会を主宰する県の職員の指名に関すること。 5 熊本県環境影響評価条例第20条（同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による準備書についての知事の意見に関すること。		1 同条例第4条第4項の規定による技術指針の制定又は変更についての熊本県環境影響評価審査会の意見聴取に関すること。 2 同条例第10条第3項（同条例第37条で読み替えて適用し、第42条第1項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による方法書についての熊本県環境影響評価審査会の意見聴取に関すること。 3 同条例第16条第3項（同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による説明会についての事業者への意見に関すること。	

		6 同条例第24条第1項（同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による評価書の内容についての措置要請に関すること。 7 同条例第29条（同条例第37条で読み替えて適用する場合を含む。）の規定による環境影響評価その他の手続の再実施の要請に関すること。 8 同条例第31条（同条例第37条で読み替えて適用する場合を含む。）の規定による知事以外の免許等の権限を有する者への環境保全に関する配慮要請に関すること。 9 同条例第35条第1項（同条例第40条第2項及び第42条第1項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事後調査報告書に係る環境保全上の措置の実施要請に関すること。 10 同条例第45条第1項の規定による勧告に関すること。 11 同条例第47条の規定による隣接県知事との協議に関すること。		4 同条例第20条第3項（同条例第37条で読み替えて適用し、第40条第2項及び第42条第2項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による準備書についての熊本県環境影響評価審査会の意見聴取に関すること。 5 同条例第34条（同条例第40条第2項及び第42条第1項で読み替えて準用する場合を含む。）の規定による事後調査報告書の公告縦覧に関すること。 6 同条例第36条の規定による中止申出書写しの管轄市町村長への送付に関すること。 7 熊本県環境影響評価条例施行規則第11条の規定による方法書についての知事の意見提出期間の決定及び通知に関すること。 8 同規則第31条の規定による準備書についての知事の意見提出期間の決定及び通知に関すること。		
4	公共事業等に係る環境配慮の推進に関すること。					
5	チッソ株式会社に対する金融支援措置に関すること。					
6	循環型社会形成に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。					
7	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に関すること。	1 同法第10条第1項の規定により環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成し、公表すること。				
8	環境センターに関すること。					
9	環境立県推進室に関すること。					
	(1) 環境行政に係る基本的施策並びに有明海及び八代海の再生に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。	1 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第5条第8項の規定に基づく県計画の修正に関し、事業の実施に関する事項の追加等軽微な修正に関すること。				

	(2) 熊本県環境基本条例（平成2年熊本県条例第49号）の施行に関すること。						
	(3) 地球環境保全に関すること。	1 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第24条第1項の規定に基づく都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定に関すること。 2 同法第24条第4項の規定に基づく都道府県地球温暖化防止活動推進センターの指定の取消しに関すること。	1 同法第8条第2項に基づく実行計画の公表に関すること。 2 同法第8条第3項に基づく実行計画の実施状況の公表に関すること。 3 同法第23条第1項に基づく地球温暖化防止活動推進員の委嘱に関すること。 4 同法第24条第3項の規定に基づく改善命令に関すること。			1 同法第24条第1項の規定に基づき都道府県地球温暖化防止活動推進センターを指定し又は同法第4項の規定に基づきこれを取り消した場合の公示に関すること。	環境政策監
	(4) 環境保全基金に関すること。						
	(5) エネルギー対策の企画、調整及び推進に関すること。						
	10 環境生活部長室に関すること。						
環境保全課	1 公害（大気汚染、騒音、振動及び悪臭に限る。次項及び第3項において同じ。）の規制に関すること。	1 環境基準の類型指定に関すること。 2 規制基準の設定及び改廃に関すること。 3 規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廃に関すること。	1 規制に係る調査の企画に関すること。 2 環境基準の類型指定及び規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廃の告示に関すること。				
	2 公害の監視測定に関すること。		1 監視測定計画に関すること。 2 緊急時の措置に関すること。 3 特定物質に係る事故時の措置に関すること。 4 結果の公表に関すること。				
	3 公害の防止指導に関すること。		1 経済産業大臣に対する措置要請に関すること。 2 燃料の使用基準に係る勧告又は命令に関すること。 3 公安委員会に対する措置要請及び道路管理者等に対する意見に関すること。 4 関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対する協力依頼及び意見に関すること。 5 苦情処理に関すること。		1 軽易な苦情処理に関すること。		
	4 公害紛争処理に関すること。		1 申請手数料の減免還付等に関すること。 2 鑑定料の額の決定に関すること。				

	5 熊本県生活環境保全施設等整備融資に関すること。				1 融資あっせんに関すること（保健所所管分を除く。）。		
	6 オゾン層保護対策に関すること。						
	7 環境保全啓発活動の支援に関すること。						
	8 環境保全協定に関すること（県が直接当事者となる場合に限る。）。	1 環境保全協定の締結及び変更に関すること。	1 軽易な変更に関すること。				
	9 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）の施行に関すること。		1 結果の公表に関すること。 2 届出事項についての意見及び説明に関すること。				
	10 ダイオキシン類及び環境ホルモン等の化学物質に関すること。	1 規制基準の設定及び改廃に関すること。	1 監視測定計画に関すること。 2 特定施設に係る事故時の措置及び氏名等の公表に関すること。 3 結果の公表に関すること。				
	11 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）の施行に関すること。		1 同法第10条の規定により公害防止統括者等の解任を命令すること。		1 同法第11条の規定により報告の徴収、又は立入検査を行うこと。		
水環境課	1 公害（水質の汚濁、土壌の汚染及び地盤の沈下に限る。）の規制に関すること。	1 水質汚濁に係る環境基準の類型指定に関すること。 2 排水基準の設定及び改廃に関すること。 3 規制地域の指定並びに規制対象施設の設定及び改廃に関すること。					
	2 公共用水域の水質の保全及び地下水の保全に関すること。	1 水質汚濁に係る環境基準の類型指定に関すること。 2 地下水のかん養に係る指針等の策定に関すること。 3 地下水保全に係る指定地域の指定及び改廃に関すること。	1 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の常時監視に関すること。 2 公共用水域及び地下水の水質の測定計画に関すること。 3 公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表に関すること。 4 緊急時又は事故時の措置に対する命令に関すること。 5 地下水の水質の浄化に係る措置命令等に関すること。 6 有害物質の地下浸透禁止に係る改善命令等に関すること。 7 地下水の水量保全に係る勧告及び氏名の公表等に関すること。		1 地下水量保全、かん養のための指導、助言に関すること。 2 地下水保全のための土地の立入に関すること。 3 地下水の採取量の報告、水量測定器設置指導等に関すること。 4 事業場に対する報告及び検査に関すること。		
	3 土壌（農用地を除く。）の汚染及び地盤の沈下に関すること。	1 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条の規定に基づく指定区域の指定及び改廃に関すること。	1 同法第5条の規定に基づく指定区域の公示に関すること。 2 同法第7条の規定に基づく措置命令に関すること。 3 同法第9条の規定に基づく土地の形質の変更届出及び変更命令に関すること。 4 同法第30条の規定に基づく協議に関すること。		1 同法第3条及び第4項の規定に基づく土地の調査に関すること。 2 同法第29条の規定に基づく報告及び検査に関すること。 3 同法第31条の規定に基づく資料の提出の要求等に関すること。		

		4 総合的水需給計画の策定及び推進に関すること。					
		5 水資源の開発に係る調査、企画及び調整に関すること。					
		6 水資源関係施策の連絡調整に関すること。					
		7 水道に関すること。	1 水道法（昭和32年法律第177号）第6条の規定により事業を認可すること。 2 同法第11条の規定により水道事業の休止又は廃止を許可すること。 3 同法第26条の規定により水道用水供給事業の経営を認可すること。 4 同法第35条の規定による水道事業経営の認可を取り消すこと。 5 同法第37条の規定により給水停止命令をすること。 6 同法第38条の規定により水道事業者に対する供給条件の変更の認可の申請を命ずること。 7 同法第39条の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。 8 同法第40条の規定により災害その他の非常の場合における水道用水の緊急応援命令をすること。		1 同法第10条の規定により水道事業の事業変更を認可すること。 2 同法第14条第5項の規定による料金の変更届出を受領し、又は同条第8項の規定により地方公共団体以外の水道事業の供給条件変更を認可すること。 3 同法第30条の規定により水道用水供給事業の事業変更を認可すること。 4 同法第33条第5項の規定により専用水道布設工事の確認申請に対する通知をすること。 5 同法第36条の規定により水道施設の改善の指示をすること。		
		8 企業局との連絡に関すること。					
自然保護課	1 国立公園、国定公園及び県立自然公園に関すること	1 自然公園の公園計画の策定に関すること。 2 自然公園の指定、解除又は区域の変更に関すること。 3 自然公園の特別地域の指定に関すること。 4 公園事業のうち基幹事業に関すること。	1 自然公園の管理計画の策定に関すること。 2 自然公園の公園事業の決定、廃止及び変更に関すること。 3 自然公園の指定認定機関の指定に関すること。 4 自然公園の風景地保護協定の締結に関すること。 5 自然公園の公園管理団体の指定に関すること。 6 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項及び第14条第3項の規定による許可をすること（環境大臣に協議を要するものに限る。）。 7 同法第26条第2項の規定による措置命令をすること。 8 同法第27条第1項の規定による原状回復命令等をすること。		1 同条例第14条第4項第2号、第6号、第10号、第11号及び第12号の規定による許可をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。 2 同条例の規定による届出に関すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。 3 同条例第43条第2項の規定による通知に関すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。)		

9 同法第56条第2項の規定による協議に關すること。

10 自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）第17条において準用する第13条の規定による改善命令をすること。

11 同令第17条において準用する第14条第2項の規定による認可の取消しをすること。

12 同令第17条において準用する第15条の規定による原状回復命令等をすること。

13 熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号）第14条第4項（課長専決事項に該当するものを除く。）の規定による許可をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。。

14 同条例第16条第3項の規定による認定をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。。

15 同条例第24条第2項の規定による措置命令をすること。

16 同条例第25条第1項の規定による原状回復命令等をすること。

17 同条例第43条第1項の規定による協議に關すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。。

18 同条例第10条第2項及び第3項の規定による承認及び認可をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。。

19 熊本県立自然公園条例施行規則（昭和47年熊本県規則第45号）第5条（第8条において準用する場合を含む。）の規定による施設の変更等の承認をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。。

20 同規則第6条（第8条において準用する場合を含む。）の規定による事業の休止及び廃止の承認をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。。

4 同規則（昭和47年熊本県規則第45号）第4条（第8条において準用する場合を含む。）の規定による施設の供用開始の届出に關すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。。

5 同規則第6条の4（第8条において準用する場合を含む。）の規定による届出に關すること（対象地が熊本市の場合に限る。）。。

		21 同規則第6条の2（第8条において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の承認をすること（対象地が熊本市の場合に限る。）。 22 同規則第7条の規定による認可の取消しをすること。 23 同規則第7条の2の規定による原状回復命令等をする。 24 国定公園及び県立自然公園の立入検査、実地調査及び指示をする職員を任免すること。				
2 自然環境の保全に関すること。	1 自然環境保全基本方針の策定及び変更に関すること。	1 自然環境保全地域、緑地環境保全地域及び郷土修景美化地域の指定、指定の解除及び区域の変更に関すること。 2 自然環境保全地域に関する保全計画、緑地環境保全地域に関する保全計画及び郷土修景美化地域に関する修景美化計画の策定、廃止及び変更に関すること。 3 特別地区及び野生動植物保護地区の指定、指定の解除及び区域の解除及び区域の変更に関すること。 4 自然環境保全地域の保全事業、緑地環境保全地域の保全事業及び郷土修景美化地域の修景美化事業の施行に関すること。 5 自然環境保全協定の締結に関すること。		1 熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）第32条の規定による標識の設置に関すること。		
3 野生動植物の多様性の保全に関すること。	1 野生動植物の多様性保全基本方針の策定及び変更に関すること。	1 県内希少野生動植物、指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定及び指定の解除に関すること。 2 特定希少野生動植物事業の登録に関すること。 3 生息地等保護区、管理地区及び立入制限地区の指定及び指定の解除に関すること。 4 保護管理事業計画の策定、変更及び保護管理事業の認定等に関すること。				

廃棄物対 策課	4 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関すること。	1 鳥獣保護事 業計画を策定 すること。	1 司法警察員の 指名協議に関 すること。 2 狩猟免許に 関すること。 3 猟区の設定に 関すること。 4 狩猟免許の取 消し並びに熊本 市及び県外居住 者に係る狩猟者 登録の抹消に関 すること。 5 鳥獣の学術研 究に関すること。 6 鳥獣捕獲の許 可をすること(課 長専決に該当す るものを除く。) 7 狩猟団体に 関すること。 8 鳥獣保護施設 を設置すること。 9 鳥獣の人工増 殖及び放鳥獣を 決定すること。 10 鳥獣せい息状 況を調査するこ と。 11 鳥獣保護事業 の概況を調査す ること。 12 愛鳥週間に 関すること。 13 鳥獣保護員に 関すること。 14 鳥獣保護団 体に関すること。 15 特定鳥獣保護 管理計画の策定、 及び鳥獣保護区 の指定等に係る 公聴会の開催に 関すること。 16 指定猟法禁止 区域に係る指定 猟法の許可に関 すること(申請 者の住所が熊本 市であるものに 限る。)	1 有害鳥獣の 駆除に関す ること。 2 狩猟の取締 りに関すこ と。 3 狩猟免許の 更新に関す ること。 4 熊本市及び 県外居住者に 係る狩猟者登 録に関すこ と。 5 飼養のため の捕獲及び飼 養の登録をす ること(申請 者の住所が 熊本市のもの に限る。) 6 駆除のため のサル、クマ、 ヒグマ及びヌ ートリアの捕 獲の許可をす ること(申請 者の住所が 熊本市のもの に限る。) 7 狩猟者登録 証、狩猟者記 章、鳥獣捕獲 許可証、従事 者証、狩猟免 状、鳥獣飼養 登録票及び指 定猟法許可証 の再交付をす ること。		
	5 自然公園施設の 整備及び維持管理 に関すること。					
	6 鳥獣保護センタ ーに関すること。					
	1 廃棄物の処理に 関する企画及び総 合調整に関すこ と。					
	2 廃棄物処理計画 に関すること。	1 廃棄物の処理 及び清掃に 関する法律 (昭和45年法 律第137号)第 5条の3の規 定による廃棄 物処理計画の 策定に関すこ と。				

3 産業廃棄物に関する
こと。

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の規定により事業の停止命令を行うこと。
- 2 同法第14条の3の2の規定により許可の取消しを行うこと。
- 3 同法第14条の6の規定により許可の取消し及び事業の停止命令を行うこと。
- 4 同法第15条第1項及び第15条の2の5第1項の規定により処理施設の許可及び変更の許可を行うこと。
- 5 同法第15条の2の4の規定により処理施設設置者からの届出を受け受理すること。
- 6 同法第15条の2の6の規定により処理施設の改善命令又は使用の停止命令を行うこと。
- 7 同法第15条の3の規定により処理施設の許可の取消しを行うこと。
- 8 同法第15条の4の規定により処理施設の譲受け又は借受けの許可及び処理施設の設置者である法人の合併等の認可を行うこと。
- 9 同法第19条の3の規定により改善命令を行うこと。
- 10 同法第19条の5第1項の規定により措置命令を行うこと。
- 11 同法第19条の6第1項の規定により措置命令を行うこと。
- 12 同法第19条の8第1項の規定により自ら支障の除去等の措置を講ずること。
- 13 同法第19条の8第2項から第4項までの規定により費用の負担をさせること。

- 1 同法第12条第7項及び第12条の2第8項の規定により産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及び特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を受け受理すること。
- 2 同法第12条第8項及び第12条の2第9項の規定により前号の計画の実施状況の報告を受け受理すること。
- 3 同法第12条第9項及び第12条の2第10項の規定により第1号の計画及び前号の実施状況について公表を行うこと。
- 4 同法第12条の3第6項の規定により産業廃棄物管理票に関する報告書を受け受理すること。
- 5 同法第12条の6の規定により産業廃棄物の適正な処理に関し勧告を行うこと。
- 6 同法第14条第1項及び第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業（以下「産業廃棄物処理業」という。）の許可を行うこと。
- 7 同法第14条の2第1項の規定により産業廃棄物処理業の変更許可を行うこと。
- 8 同法第14条の2第3項の規定による産業廃棄物処理業の廃止又は変更の届出を受け受理すること。
- 9 同法第14条の4第1項及び第6項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業（以下「特別管理産業廃棄物処理業」という。）の許可を行うこと。
- 10 同法第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の変更許可を行うこと。

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

			5 同法第9条の5の規定により処理施設の譲受け又は借受けの許可を行うこと。 6 同法第9条の6の規定により処理施設の合併等の認可を行うこと。 7 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）第3条第1項及び第4条第1項の規定により合理化事業計画の承認及び変更の承認を行うこと。				
	5 その他廃棄物の処理等に関すること。		1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第7条の規定によるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定に関すること。 2 同法第16条第1項の規定により改善命令を行うこと。 3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第20条の規定により再資源化等の方法の変更その他必要な措置命令を行うこと。 4 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第9条の規定により県分別収集促進計画の策定及び公表を行うこと。 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第20条第3項の規定により関連事業者に対し勧告に係る措置命令を行うこと。 6 同法第51条の規定により引取業者の登録を取り消し、又は事業の停止命令を行うこと。 7 同法第58条の規定によりフロン類回収業者の登録を取り消し、又は事業の停止命令を行うこと。 8 同法第66条の規定により解体業の許可の取消し又は事業の停止命令を行うこと。 9 同法第72条において準用する第66条の規定により破砕業の認可の取消し又は事業の停止命令を行うこと。		1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定による保管等の届出を受理すること。 2 同法第9条の規定により保管等の状況を公表すること。 3 同法第12条第2項の規定による承継の届出を受理すること。 4 同法第14条の規定により確実かつ適正な処理の実施の確保に関し指導及び助言を行うこと。 5 同法第17条の規定により保管又は処分に関し報告の徴収を行うこと。 6 同法第18条第1項の規定により保管又は処分に関し立入検査等を行うこと。 7 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第4項及び第5項の規定により市町村分別収集計画の受理及び助言等を行うこと。 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律第19条の規定により登録を受けた引取業者若しくはフロン類回収業者又は許可を受けた解体業者若しくは破砕業者に対し指導及び助言を行うこと。 9 同法第20条第1項及び第2項の規定により関連事業者及びフロン類回収業者に		

			10 同法第90条第3項の規定により勧告に係る措置命令を行うこと。		対し勧告を行うこと。 10 同法第42条から第49条までの規定により引取業者の登録、登録の更新、申請書の受理、登録の実施、登録の拒否、変更届及び廃業届の受理、登録簿の閲覧、登録の抹消並びに通知を行うこと。 11 同法第53条から第57条までの規定及び第59条において準用する第47条から第49条までの規定によりフロン類回収業者の登録、登録の更新、申請書の受理、登録の実施、登録の拒否、変更届及び廃業届の受理、登録簿の閲覧、登録の抹消並びに通知を行うこと。 12 同法第60条から第64条までの規定により解体業の許可、許可の更新、申請書の受理、変更及び廃業等の届出の受理並びに通知を行うこと。 13 同法第67条から第71条までの規定及び第72条において準用する第64条の規定により破砕業の許可、許可の更新、申請書の受理、変更及び廃業等の届出の受理並びに通知を行うこと。 14 同法第90条第1項の規定により関連事業者に対し勧告を行うこと。 15 同法第125条の規定により県警本部長の意見を聴くこと。 16 同法第127条の規定により関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、及び協力を求めること。 17 同法第131条第1項の規定により立入調査を行うこと。		
6	公共関与推進室に関すること。						
	(1) 公共の関与による産業廃棄物処理施設の整備の促進に関すること。						

水俣病対策課	1 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)の施行に関すること。	1 公害による健康被害に係る被害者等(以下環境生活部水俣病対策課の項において「公害健康被害者等」という。)の対策の策定に関すること。 2 公害健康被害者等の健康調査の基本計画策定に関すること。 3 同法に基づく申請に係る処分に関すること。	1 公害健康被害者等対策の実施に関すること。 2 公害健康被害者等の健康調査の実施計画策定に関すること。 3 同法に規定する障害補償等に関すること。		1 同法に基づく申請の受理に関すること。 2 同法に基づく申請に係る検診、疫学調査及び病理解剖に関すること。 3 同法に規定する療養費等の給付に関すること。 4 水俣病に係る統計に関すること。		
	2 公害被害者認定審査会及び公害健康被害者認定審査会に関すること。						
	3 水俣病研究事業及び水俣病認定申請者治療研究事業に関すること。		1 水俣病認定申請者治療研究事業実施要項の策定に関すること。 2 水俣病認定申請者治療研究事業の対象者等の決定に関すること。		1 水俣病認定申請者治療研究事業の医療費の決定に関すること。 2 水俣病認定申請者医療手帳の変更及び再交付に関すること。		
	4 水俣病総合対策事業に関すること。		1 保健手帳対象者の決定に関すること。		1 医療手帳及び保健手帳に係る療養費等の給付に関すること。 2 医療手帳及び保健手帳の変更及び再交付等に関すること。 3 健康管理事業の実施に関すること。		
	5 公害保健福祉事業に関すること。				1 公害保健福祉事業の実施に関すること。 2 特殊寝台の貸付等に関すること。		
	6 水俣病に係る訴訟並びに同法の規定による公害健康被害者の認定に係る異議申立て及び審査請求に関すること。		1 水俣病に係る訴訟並びに同法の規定による公害健康被害者の認定に係る異議申立て及び審査請求に関する事務のうち軽易な事務に関すること。				
食の安全・消費生活課	1 食の安全性確保に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
	2 食育に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。						
	3 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関すること。						
	4 消費者行政及び物価に関すること。		1 消費者行政の連絡調整に関すること。		1 消費者啓発に関すること。		

5 消費生活協同組合に関すること。	1 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第58条の規定により組合の設立を認可すること。 2 同法第62条第2項の規定により組合の解散を認可すること。 3 同法第65条の規定により組合の合併を認可すること。 4 同法第95条第3項の規定により解散命令をすること。 5 同法第96条の規定により議決又は選挙若しくは当選を取り消すこと。	1 同法第12条第3項の規定により許可すること。 2 同法第43条第3項及び第4項の規定により認可すること。 3 同法第93条及び第93条の2の規定による報告の徴収に関すること。 4 同法第94条の規定による業務又は会計の検査に関すること。 5 同法第95条第1項及び第2項の規定により命令すること。 6 同法第95条の2の規定により認可を取り消すこと。 7 同法第95条の3第2項の規定により許可すること。	1 同法第33条第3号に規定する報告に関すること。 2 同法第64条第2項に規定する届出に関すること。		
6 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の施行に関すること。		1 同法第4条第1項の規定により表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨を指示すること。	1 同法第10条第1項の規定による申出を受理すること。 2 同法第10条第2項の規定により調査を実施すること。 3 同法第19条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。		
7 不当景品類及び不当表示の防止に関すること。		1 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第9条の2の規定により指示をすること。 2 同法第9条の3の規定により公正取引委員会への措置請求をすること。 3 同法第9条の4第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。			
8 割賦販売法（昭和36年法律第159号）の施行に関すること。			1 同法第40条第1項又は第2項に定める報告の徴収に関すること。 2 同法第41条第1項の規定により立入検査をすること。		
9 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）の施行に関すること。		1 同法第85条第1項の規定により特定製品の提出を命ずること。	1 同法第38条第1項の規定により報告の徴収をすること。 2 同法第84条第1項の規定により立入検査をすること。		

10 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の施行に関すること。	1 同法第8条の規定により業務の停止を命ずること又はその旨を公表すること。 2 同法第39条の規定により業務の停止を命ずること又はその旨を公表すること。 3 同法第47条の規定により業務の停止を命ずること及びその旨を公表すること。	1 同法第7条、第38条又は第46条の規定により指示すること。 2 同法第66条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査すること。				
11 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）の施行に関すること。	1 同法第11条の規定により業務の停止を命ずること又はその旨を公表すること。	1 同法第10条の規定による指示をすること。 2 同法第17条第1項の規定により報告の徴収又は立入検査をすること。				
12 熊本県消費生活条例（昭和52年熊本県条例第51号）の施行に関すること。	1 同条例第34条第1項又は第2項の規定による公表をすること。 2 同条例第36条の規定により要請をし、又は協力を求めること。	1 同条例第9条第1項の規定による指導又は勧告をすること。 2 同条例第16条第3項の規定による指導又は助言をすること。 3 同条例第17条の規定による県の基準の設定、変更又は廃止をすること。 4 同条例第18条第2項、第25条又は第26条の規定による勧告をすること。 5 同条例第24条第1項の規定による指定をし、又は同条第2項の規定による指定の解除をすること。	1 同条例第8条の規定により調査をすること。 2 同条例第16条第2項の規定による届出を受理すること。 3 同条例第33条第1項の規定により資料の提出若しくは説明を求め、又は立入調査等をすること（同条例第19条第2項の施行に関するものを除く。）。			
13 金融分野における消費者教育の推進に関すること。						
14 国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の施行に関すること。	1 同法第6条第3項又は第7条第2項の規定により指示に従わなかった者を公表すること。			1 同法第6条第2項又は第7条第1項の規定により価格表示を指示すること。 2 同法第30条第1項の規定により業務等の状況を報告させること。		
15 生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）の施行に関すること。		1 同法第4条第1項又は第2項の規定により売渡しの指示又は命令をすること。		1 同法第3条の規定により調査を実施すること。 2 同法第5条第1項の規定による業務報告をさせること。		
16 生活物資のあつせんその他生活物資の価格、需給等の安定に関すること。						
17 消費生活センターに関すること。						

交通安全・青少年課	1 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の施行に関する事	1 同法第25条第1項の規定による県交通安全計画及び同条第3項の規定による県交通安全実施計画を策定すること。 2 同法第27条の規定により関係行政機関等に対して要請、勧告又は指示をすること。			1 県交通安全対策会議の底務に関する事。		
	2 交通安全に係る調査、企画及び調整に関する事。		1 交通安全施設等整備関係機関の調整に関する事。 2 熊本県陸切道改善促進協議会の運営に関する事。		1 交通安全施設等整備関係機関との連絡に関する事。		
	3 交通安全運動の推進に関する事。		1 交通安全運動の実施計画に関する事。				
	4 交通事故被害者対策に関する事。		1 交通事故被害者対策の促進に関する事。				
	5 交通安全対策会議に関する事。						
	6 青少年行政に関する事。	1 青少年対策の基本的企画に関する事。 2 青年海外派遣及び青年の船団員の決定に関する事。 3 青少年行政に係る関係行政機関の施策及び事務の調整に関する事。	1 青少年関係機関との連絡調整に関する事。 2 青少年健全育成施設整備の企画調整に関する事。 3 熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）に規定する推奨及び指定に関する事。 4 地区青少年問題協議会に関する事。		1 青少年指導者の研修に関する事。 2 青少年団体の育成指導の調整に関する事。 3 青少年の非行及び事故防止に関する事。 4 青少年の補導活動の促進に関する事。 5 青少年育成県民会議に関する事。		
	7 安全安心まちづくりに係る施策の企画、調整及び推進に関する事。						
	8 交通事故相談所に関する事。						
	9 青少年問題協議会及び少年保護育成審議会に関する事。						
	10 交通安全対策に関する事。						
人権同和対策課	1 人権施策の調整に関する事。						
	2 同和対策事業に係る計画に関する事。						
	3 同和関係機関との連絡調整に関する事。						
	4 地方改善事業の実施に関する事。						
	5 社会福祉法の施行に関する事（同法に規定する隣保事業に関する事に限る。）。						
人権センター	1 人権啓発に関する事。						
	2 人権に係る人材育成に関する事。						
	3 人権に係る情報の提供に関する事。						
	4 人権に係る相談に関する事。						

商工 観光 労働 部	商工政策 課	1 商工業振興計画の策定及び商工業施策の企画調整に関すること。	1 商工業振興計画の策定に関すること。	1 商工業施策の企画調整に関すること。				
		2 商業に係る中小企業振興対策の基本的事項に関すること。	1 商業に係る中小企業施策の決定に関すること。	1 商業に係る中小企業振興の事業計画を策定すること。				
		3 商業に係る中小企業の近代化の推進に関すること。						
		4 商業一般に関すること（経営金融課の分掌事務に係るものを除く。）。						
		5 中小企業団体の組織に関すること。		1 中小企業等協同組合（信用協同組合を除く。以下この欄において同じ。）、商店街振興組合連合会及び協業組合の設立の認可をすること。 2 中小企業等協同組合、商店街振興組合連合会及び協業組合の業務及び会計の検査、報告の徴収並びに業務改善命令をすること。 3 中小企業等協同組合、商店街振興組合連合会及び協業組合の總會及び総代会の招集の承認をすること。 4 中小企業等協同組合、商店街振興組合連合会及び協業組合の解散登記の嘱託をすること。 5 中小企業等協同組合の定款、事業報告書、普通共済約款、共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書の変更認可をすること。 6 中小企業等協同組合、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の合併及び組織変更の認可をすること。 7 中小企業等協同組合の団体協約締結に関するあっせん及び調停をすること。 8 火災共済協同組合に対する認可及び命令に係る大臣に対する協議をすること。 9 商工組合の定款変更、調整規程の設定及びその変更を認可すること。 10 商工組合の組合規約の設定及びその変更の認可並びに組合協約締結に必要な勧告をすること。 11 商工組合の特別地区の承認及び加入支障の認証をすること。 12 商店街振興組合連合会の定款変更を認可すること。				

			13 協業組合の定款変更及び事業転換の認可をすること。 14 中小企業団体中央会の組合指導員、労働指導員及び事務職員の資格の承認等に関すること。 15 中小企業団体の分野調整に関する調査及び調整の申出の進達をすること。				
6	商工会議所法（昭和28年法律第143号）の施行に関すること。		1 同法第7条第2項の規定により税額及び資本金額又は払込済出資総額の基準引上げの許可をすること（熊本市所在の商工会議所に係る許可に限る。）。。 2 同法第10条第2項の規定による法定台帳の作成期間の延長に関すること。 3 同法第12条第1項の規定により負担金賦課の許可をすること（熊本市所在の商工会議所に係る許可に限る。）。。 4 同法第46条第2項により定款変更の認可をすること（熊本市所在の商工会議所に係る認可に限る。）。。 5 同法第58条第1項の規定により報告の徴収及び検査をすること（熊本市在住の商工会議所に係る徴収及び検査に限る。）。。 6 同法第59条第1項第1号の規定による警告等に関すること。				
7	商工会法（昭和35年法律第89号）の施行に関すること。		1 同法第24条第1項の規定に基づき設立を認可すること。 2 同法第42条第3項及び第48条第5項の規定に基づき総会及び総代会の招集承認をすること（熊本市所在の商工会に係る承認に限る。）。。 3 同法第44条第4項において準用する同法第24条の規定に基づき定款変更の認可をすること（熊本市所在の商工会に係る認可に限る。）。。 4 同法第50条第1項の規定に基づき報告の徴収及び立入検査をすること（熊本市所在の商工会に係る徴収及び立入検査に限る。）。。				